

人が人を裁くということ ～「強すぎる検察」の問題点～

周防正行

2026.9.16

@国際医療福祉大学大学院

2026年度後期 乃木坂スクール

映画『それでもボクはやってない』制作の動機

- 2002年12月 「東京高裁逆転無罪 痴漢事件」朝日新聞
- 大学時代の友人たちが被告人を支援 ※**救援会の支援事件**
- 一審は、被害者証言の信用性を認めて有罪※NTV『金曜ミステリークラブ!!!』9/11
- 「疑わしきは被告人の利益に」ではなく、
被告人に無罪の立証を求めているかのようだ
- 刑事裁判の実態を知りたい

取材でわかった3つの問題点

- 人質司法** 否認していれば、被害者証言が終わるまで勾留が続く
- 証拠開示** 検察官は有罪立証のための証拠しか法廷に出さない
すべての証拠が裁判に提出されるわけではない
- 調書裁判** 裁判官は法廷での証言より調書を重く見て判断する



日本の刑事裁判の現状を多くの人に伝えたい

日本における誤判・冤罪の原因

1.人質司法 ⇒ 自白獲得のための手段（密室取調べ）

犯行を否認すると勾留が続く

23日間留置され取調べが行われる

起訴後も勾留が続くと、裁判の準備が困難となる

2.証拠開示 ⇒ 全ての証拠が開示されるわけではない

検察官が有罪立証に必要な証拠しか開示しない

無罪方向の証拠が隠されていることがある

3.調書裁判 ⇒ 調書が有罪判決の決め手になる

密室で行われる取調べで作成した検察官の「作文調書」
が判決の決め手になる

取調べは「自白獲得」が目的となる ⇒ 有罪に直結

法制審議会特別部会

- 郵便不正事件における検察スキャンダル→証拠の改ざん
- 検察のあり方検討会議**→「検察の再生に向けて」
- 法務大臣江田五月（民主党政権）「取り調べの可視化」
取調べの録音録画が大きなテーマとなる



新時代の刑事司法制度特別部会 2011年～2014年

- 村木厚子さん（郵便不正事件で無罪）
- 周防正行 映画『それでもボクはやってない』を制作
取材を通じて感じた疑問をぶつけようと引き受ける
- 他に5名の一般有識者が参加する異例の法制審議会

法制審委員の構成

一般有識者 7名 村木、周防の他に

○日本たばこ産業（株）顧問→特別部会 部会長

○被害者支援都民センター理事

○日本労働組合連合会事務局長

○北越紀州製紙株式会社常務取締役

○元日本経済新聞社論説委員（日本司法支援センター理事）

法務・検察・警察 13名 内閣法制局 1名

裁判官 4名 学者 10名 日弁連 5名

関係官 2名 （法務省大臣官房付、法務省特別顧問）

法政大学法科大学院教授・木谷明さん

「絶望的メンバーですね」

裁判官、検察官、警察官、学者など

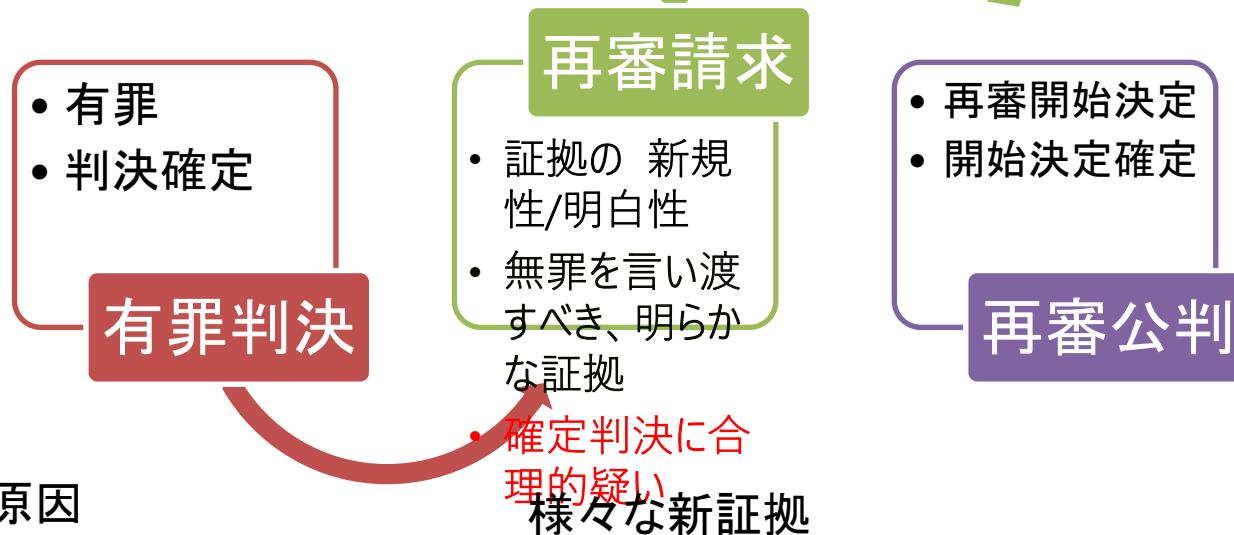
※ほぼ31対11といった感じ

法制審議会特別部会での主な議論

有識者委員7名を含む異例の法制審

- 取調べの可視化→裁判員裁判対象事件・特捜事件 全事件の3%
逮捕、身柄拘束後の取調べのみ録音録画
- 証拠開示→公判前整理手続きに付される事件での証拠リストの開示
- 人質司法→そう言われる事実はない
痴漢事件では、1990年～2010年くらいまで、犯行を否認すると裁判で被害者証言が終わるまで勾留されたが、
2009年防衛医大教授痴漢冤罪事件で最高裁が逆転無罪判決後否認すれば勾留が続くという運用がなされなくなる
カルロス・ゴーン事件、大川原化工機事件・角川五輪贈賄事件
- 調書裁判→存在を認めて 直接主義・口頭主義へ <裁判員裁判>
- 再審における証拠開示→裁判官委員に潰される
再審における全面的証拠開示が実現すれば、
通常審でどれほどの証拠が隠されているか明らかになる

再審とは何か？



再審法を改正する必要性

現状の再審の規定は、刑事訴訟法にわずか19条

※極端に言えば、「裁判のやり直しを求めることが出来る」とあるだけで、どうすれば出来るのかの手続き規定もなく、証拠開示の規定もない。大正刑訴法のままだった。

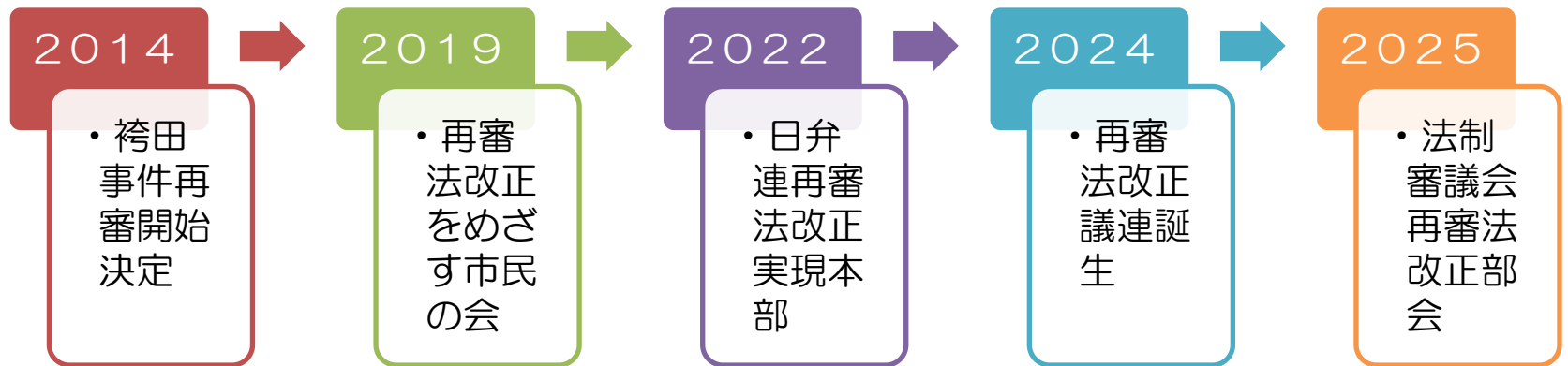
※大正刑訴法公布 大正11年（1922年）

第二次世界大戦後の新刑訴法 昭和23年（1948年）では、
憲法の要請により、不利益再審（無罪→有罪）が禁止される

※憲法第39条「何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」

現在の再審は、有罪→無罪 人権救済のための制度

再審法改正への歩み



2014/03/27



2019/05/20



2024/09/19

再審法改正を訴える

○再審法改正

「再審法改正をめざす市民の会」「日弁連」

「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」
刑事訴訟法の一部を改正する法律案

1.証拠開示

2.検察官の抗告禁止

3.再審手続きの整備

4.裁判官の除斥（当該事件に関わった裁判官の除斥）

1. 証拠開示

○再審請求をするために必要な証拠に求められるのは

「明白性」と「新規性」

「無罪を言い渡すべき、明らかな証拠」を新たに発見しなければならない（それまでの裁判で未提出の証拠でなければならない）

※新たな証拠を原審のときの証拠と合わせて検討→総合評価

多くの再審事件では、その「新規明白」な証拠は原審で開示されていなかった旧証拠の中から発見され無罪となっている

※松橋事件 被告人が燃やしたと供述したシャツの布片を発見

●証拠を隠していた検察に再審での証拠開示の義務はない



○証拠開示の規定を作る

法制審議会特別部会で議論も裁判官委員に否定される

2. 検察官の抗告禁止

○再審は、「再審請求審」と「再審公判」の二段階

現状では再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められている

※袴田事件 第二次再審請求の開始決定に対して検察官が抗告して東京高裁で開始決定が取り消され、弁護側が最高裁に特別抗告すると、最高裁は高裁に差し戻し、東京高裁は再審開始を決定、検察官が抗告を断念、裁判のやり直しが始まるまでに9年の余分な時間を要す

検察官の不服申立てを禁止して、もし検察が有罪を主張し続けるなら、再審公判の中で有罪立証をすべき

※再審請求審は非公開の法廷で行われる→憲法違反

3.再審手続きの整備

現在、再審請求をした後の手続き規定が法律にないので、
担当する裁判体のやる気によって進行の速度が違う。

「再審格差」

※場合によっては、再審は通常審と違って期日の規定がないので、
放置したまま、異動していく裁判長もいる

○求められる手続き規定とは

例えば、再審請求があったとき、裁判所は、検察官、弁護人との
三者協議を請求日から何日以内に始め、裁判の進め方を検討する
といった手続き規定を設ける

※2025年2月18日に最高裁判所司法研修所で、現役裁判官48人が参加して、
再審請求審の審理手続をめぐって直面するさまざまな問題について討議を行った

4.裁判官の除斥（当該事件に関わった裁判官除斥）

再審請求が係属する裁判体で過去にその事件に関わった裁判官がいれば、その裁判官は除斥する。



公正、公平な裁判の実現

※今までの再審請求審では、過去に当該事件についての審理に関わった裁判官に気づいて、弁護人が裁判所に申し入れをして、裁判官を除斥したことがある。また気づかずに審理が進行したものもある。

再審法改正への道のり

○日弁連や再審法改正をめざす各種市民団体の努力

「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」が
360名を超え、議員立法による改正の機運が高まってきた。

※再審法改正を求める意見書の採択 全国525地方議会

○「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」

1月28日、刑訴法改正案を公表し、国会での成立を目指す。

○今まで再審法改正に反対の立場でロビー活動をしてきた法務省は
危機感からか法制審で諮問するとした。

2025年2月7日 鈴木馨祐（けいすけ）法相「法制審議会に諮問」

指宿信教授「再審は、無実の人に早期救済の機会を保障するもので、
検察側の不服申し立てを禁止したり、証拠開示を義務化したりする

法改正が早急に必要だ」と指摘。「法務省に急ぐ気がなければ、議連の改正
案を先行して議論し成立させるべきだ」



議員立法での成立を

2025年6月22日閉会の通常国会に野党が法案提出→継続審議

法制審に任せられない理由

- 刑事司法制度に明らかに不備があり、それを原因として誤判が繰り返される現状に対して、法改正の必要性が訴えられるとき果たして法制審議会はその議論をする場としてふさわしいか？
- 「法制審議会—新時代の刑事司法制度特別部会」
郵便不正事件を契機に「取調べの可視化」をメインテーマ
しかし、捜査機関の激しい抵抗に不十分な内容となる
裁判員裁判対象事件と検察の独自捜査事件において
逮捕後の勾留での取調べの録音・録画の義務化
本来は全事件で、在宅事件での取調べも義務化すべきと訴える
村木厚子さんを含む5人の一般有識者の要請により
改正刑訴法3年後見直しが決まる

「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」
新聞の論説委員1名、弁護士2名、法務省1名、検察官1名、
警察官1名、裁判官1名、最高裁事務総局1名、法学者2名

再審法部会の委員・幹事*構成

- ・谷 繁行(警察庁刑事局長)
- ・宮崎香織(東京高検)
- ・森本 宏(法務省刑事局長)
- ・玉本将之(法務省刑事局)*
- ・中野浩一(法務省刑事局)*
- ・中山 仁(警察庁刑事局)*
- ・吉田雅之(法務省大臣官房)*

- ・吉田 誠(内閣法制局)

- ・池田公博(京都大学教授)
- ・宇藤 崇(同志社大学教授)
- ・大澤 裕(早稲田大学教授)
- ・川出敏裕(東京大学教授)
- ・後藤真理子(慶應義塾大学教授)
- ・酒巻 匡(早稲田大学教授)
- ・小島 淳(名古屋大学教授)*
- ・成瀬 剛(東京大学教授)*

法務・検察・警察

裁判所

有識者

学者

弁護士

- ・江口和伸(東京地裁)
- ・平城文啓(最高裁事務総局)
- ・恒光直樹(最高裁事務総局)*

- ・鴨志田祐美
- ・村山浩昭
- ・山本 剛
- ・田岡直博*

関係官

- ・井上正仁(法務省特別顧問)
- ・寺田逸郎(法務省特別顧問)

「閣法」と「議員立法」

内閣から出される法案（これを内閣立法と言うが、通常は縮めて閣法（かくほう）と呼ぶことが多い）



閣法

議員立法



議員が法案を提出したり発議して国会で審議される法案（これを議員立法と言う）

再審法の改正or改悪が成立

○証拠開示

裁判所への証拠の提出命令の規定

但し、再審請求理由に関連する証拠とされた
(袴田事件も福井事件も再審の決め手となった
のは再審請求理由とは関連しないものだった)

○検察官の不服申し立て禁止

原則禁止となったが、例外規定が入った

「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、抗告ができる」

○証拠の目的外使用禁止

強すぎる検察

木谷明さんの法政大学法科大学院最終講義
「強すぎる検察(『検察官司法』)と裁判員制度」

○起訴独占主義

犯罪捜査から起訴・不起訴の決定

(人質司法・証拠隠し、有罪率99.8%前後)

○法制審における立法の支配

※自白神話 治安維持 白鳥財田川決定